

## 旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

### テーマ『離婚手続と子の福祉について』

- 1 開催日時 平成29年12月7日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）  
地裁委員 阿部一喜，稲毛典子，神谷雄一郎（兼務），佐藤英彦，戸田久（兼務），富川泰志，羽原美奈子，和田寛（兼務）  
家裁委員 穴ロシゲ子，神谷雄一郎（兼務），小林史人，佐藤洋樹，佐野智子，高橋祐喜，戸田久（兼務），永山昌史，和田寛（兼務）  
事務局 千葉博志民事首席書記官，坂井義宏首席家裁調査官，木村純一主任家裁調査官，大場智紘家裁調査官，井田久敏地裁事務局長，村上奉文家裁事務局長，河端英也家裁事務局次長，関下健二地裁総務課長，我妻敬祐地裁総務課課長補佐

#### 4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員交代の報告
- (3) 委員長の挨拶
- (4) 新任委員の自己紹介
- (5) 説明等（子に配慮した家事調停の工夫について）

事務局から，子に配慮した家事調停の工夫（親ガイダンスの取組）について説明を行い，親ガイダンスを視聴した後，面接室等を見学した。

- (6) 意見交換等（子に配慮した家事調停の工夫について）

委員長 子に配慮した家事調停の工夫について御意見を伺いたい。説明内容や

面接室等の見学後の感想について自由に御発言いただきたい。お配りしたパンフレットの内容に関するものでも構わない。

委員 高校生の子を持つ親に対しても同様の対応となるのか。

事務局 親ガイダンスは、実務上、父母の争いの影響を最も受けやすい小学生までの子を持つ親を中心に想定して作成している。ただし、親ガイダンスは、知識付与を目的とした内容であること、高校生の子でも父母の不和の影響を深刻に受けている事例もあるため、子の年齢にかかわらず、原則実施している。

委員 15歳以上の子を持つ親について、仮に、面会交流の申立てがあったような場合には、年齢に配慮する点はあるのか。

事務局 親ガイダンスの基本は同じだが、子の発達段階に応じた働き掛けについて助言している。

委員長 一般的に説明する場合に、年齢が高い子の親であっても、「そういえば、うちの子はこんな反応をしていた。」などと気付くことはあると思うが、いかがか。

事務局 親ガイダンスの内容を見て、「そう言われてみるとそうかな。」という反応を示される場合が多い。

委員 今年の10月から試行ということであるが、親ガイダンスの要否は誰が判断するのか。実施について代理人や父母にも意見を聞くのか。

事務局 親ガイダンスは、調査官が裁判官に意見具申を行い、それを受けて裁判官が最終的に判断して実施する。代理人が付いている事件は、書記官が代理人と期日調整を行う際に、親ガイダンスを実施する予定であることを口頭で説明している。親ガイダンスの受講は任意なので、父母が断る事例もあり得る。ただし、親ガイダンスを先行して実施している家裁からは父母から断られた事例はほとんどないと聞いている。

委員 全事件のうち、親ガイダンスを実施するのは何割程度なのか、親ガイ

ダンスを実施しても、うまくいかなかった例はあるのか。

事務局 旭川は事例の蓄積が少ないため、統計的に説明するのは難しいが、親ガイダンスを先行して実施している家裁での統計結果では、離婚調停事件の約半数が未成年の子を持つ親と聞いているので、旭川の場合も離婚調停では、その約半数が親ガイダンスの対象者であることを想定している。

親ガイダンスは、調停の待ち時間を利用して20分程度の内容なので、父母の時間的な負担が少なく、今のところうまくいかなかった例はない。

委員 道内では始めて旭川で導入されたということだが、なぜ導入されたのか。親ガイダンスの実施により、得られる効果としてはどのようなものか。

事務局 夫婦の話し合いを進める上では、子が父母の争いの影響を受けるのをいかに未然に防ぐかが課題と考えている。調査官は、紛争が激しいケースのみ、個別に働き掛けを行ってきたが、内容を一律にすることで、幅広く、多くの事件に同一の働き掛けができるようにするために作成したのが親ガイダンスである。作成する際には、諸外国の研究や取組を参考にしているが、司法制度の違いもあるので、適合する部分のみを取り入れた。

事務局 従前の離婚調停では、まず夫婦が離婚するかどうか、次に財産をどう精算するか、あるいは子どもの親権をどうするかという順に進められ、子の問題は夫婦の問題が解決した後の二次的、三次的な問題であった。親ガイダンスは、調停の初期段階に実施することで、子の福祉に配慮しながら、夫婦の問題を話し合うという話合いの流れになる。夫婦の争いが激化してしまうと、父母とも子のことを考える精神的な余裕を失ってしまうため、初期段階で親ガイダンスを実施することになっている。

委員 調停を申し立てる前に、夫婦間で争いがあり、子は親の顔色を見なが

ら生活しているといった事例のほうが多いと思うが、親ガイダンスを実施することで、以前と比べて父母の考え方が変わることが多くなってきたという印象はあるのか。

事務局 子の福祉に配慮した解決を図るためには、どこが重要なポイントで、どのような配慮をすることが必要かを、調停の初期段階で、調停委員会と父母との間で共通の知識を持ち、話合いの土台を作ることができるため、調停委員からも話合いを進めやすくなっているという意見を聞いている。

委員 調停に持ち込まれる段階では、すでに夫婦が子を巻き込んでいる場合があると思うが、調停の最初に、この親ガイダンスが行われたときに、親として子を巻き込んでいることに、はっと気づくことがあるのではないか。この親ガイダンスから示唆される部分が大いにあると感じた。調停の最初の段階で行われるというのは、非常に効果的であるという感想である。

委員 調停委員として調停に携わっているが、子について争いのあるケースも担当しており、調停を進める上で苦勞している。親ガイダンスは、私自身もよく勉強して、調停に役立てていきたいと考えている。

委員長 調停の最初の段階で、知識を整理してお伝えすること自体は、子にとって役立つ可能性が高いと思われるがいかがか。

委員 例えば、面会交流の問題では、親にとって面会交流が必要なのか、あるいは子にとって面会交流が必要なのか、分からないような事件もある。配偶者に会いたいがために、面会交流を求める事案もないわけではない。そういう意味では、子の福祉に視点をおいた親ガイダンスの実施は非常にいいものだと思う。

委員長 パンフレットの内容も含めて、御意見等があれば伺いたい。

委員 感想であるが、親ガイダンスの実施により、お子さんのことを中心に

考えた解決がなされればよいと感じた。

委員 大学生でも母子家庭の学生が多いと感じている。年齢的には18歳を過ぎているが、親の離婚により、精神状況が悪くなるなどして学業にも影響し、経済状況が悪化して学業が続けられないという学生もいる。家庭の問題について相談に来る学生もいる。親ガイダンスの実施は、非常に重要なものになると感じた。大人でも受け止めきれない状況になると思うので、特に幼少の子にとっては必要なものだと思う。

委員 調査官の話を聞いて、親ガイダンスは大変有意義なものであると感じた。父母が親ガイダンスの内容を冷静に理解して実践してもらえればよいと思う。

委員 今回、このようなプログラムがあることを初めて知ったが、パワーポイントの内容も非常に親しみやすいものであり、見やすく、分かりやすい資料であると感じた。調停に来られる父母は、精神的に余裕のない状態で裁判所に来ると思うので、上の空で聞いていないという心配もあると思う。親ガイダンスの内容が父母に伝わっているかどうか、その反応を見ながら説明するといいいのではないかと思った。

委員長 調査官として、父母が上の空で聞いていて、あまり身に入っていないと思うようなことはあったか。もしあれば、どのような対策を取っているのか。

事務局 これまでの経験では、上の空で聞いていないという例はない。親ガイダンスが終わって、感想を伺うと、自分はこの内容を分かっているし、十分気を付けているが、相手はそれができていないという場合がある。父母が述べる相手への不満は、調査官が受け止めた上で、今後、父母が協力して子の福祉に配慮した話し合いができるよう働きかけている。

委員 弁護士が代理人として関与する際、夫婦間の不信感が強い中で、子の福祉に対する配慮を父母に対して説得するのは、非常に難しいと感じて

いる。例えば、面会交流を実施するにあたり、母親の立場としては、子を父親に会わせると色々と悪口を言われると考える部分もある。自分が経験した例では、離婚したくない意向である父親が、また一緒に暮らしたいと直接子に伝えてしまい、それに対して母親側が抗議したという事例もあった。子の福祉という視点が抜けて、自分の都合を優先させ、自分本位の考えで子に会いたいという親が多い中で、裁判所で親ガイダンスを実施するというのは非常によいことだと思う。

委員 裁判官として、家事調停を担当しているが、調査官からの説明にもあったとおり、父母自身が大きな問題を抱えており、子にどのような影響が及ぶかを考える余裕をなかなか持てないというところが、このようなプログラムを導入する契機となっている。そのような視点を十分持てなければ、子が苦しむことになるし、親権や面会交流の問題解決の隘路になる部分があると思う。

10月に試行が始まったプログラムであり、どのような効果があるか検証しきれていないが、本日いただいた御意見を踏まえて改良を重ねていきたい。

(7) 説明等（離婚手続後の強制執行等に関する制度について）

事務局から、離婚手続後の強制執行等に関する制度について説明を行った。

(8) 意見交換等（離婚手続後の強制執行等に関する制度について）

委員長 子の福祉に配慮するという面から、強制執行等の手続についてどのような制度であるべきか、どのように運用していくかについて御意見をいただきたい。まず、説明に対する御質問はないか。

委員 回収を容易にするための、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設についての説明があったが、例えば、インターネットを利用した口座等の情報を取得することが可能になるのか。

事務局 債務者の財産を根こそぎ調査するというのではなく、差押えを行う

前に、特定の金融機関に対し、口座の有無を調査するという制度のようである。

委員長 子の引渡し、養育費の強制執行の関係で御意見、御感想はいかがか。

委員 お子さんが小さいときに養育費を決めた場合、成人になるまで長くて20年ということになるが、その間に生活状況が変わって、決めた内容の養育費を支払うのが難しくなった場合、新たに決めるということが可能なのか。

委員 家庭裁判所の手続としては、養育費の増額、減額の調停又は審判の手続がある。当初養育費を決めた際の前提事情に変更があった場合の手続である。

委員長 ただ、条件を変更しない限りは強制執行が可能ということになる。

子の引渡しについては、原則として、まずお金を支払わせる形で心理的強制を加える間接強制を行い、それがうまくいかない場合には、直接引渡しを実行する手続に入るという仕組みで法制審議会では検討されているようであるが、手続に時間がかかるということもあると思われる。このような仕組みについて御意見はいかがか。

委員 親ガイダンスの説明では、お子さんの心身に与える悪影響を最小限にするためにどうすべきかという話があったが、直接強制である子どもの引渡しの場面では、子どもの心身にどのような配慮がなされるのか。

事務局 以前は執行官が引渡しを行うというだけであったが、最近ではハーグ条約に準じ、児童心理の専門家を立ち合わせ、子どもの状況を観察し、子どもの心身の状況によっては執行不能にするという配慮がなされている。父母が長時間かけて争いをしたり、そのような親の姿を子どもに見せない配慮がなされている。

委員 法体系として子どもを動産として扱うと決められていることに根本的な問題があるかもしれないと思う。

委員長 元々は、民事執行法は、動産や不動産という物の引渡しについて定められたものであり、そのような制度の延長で子の引渡しの強制執行が組み立てられている。どのようにしたらよいかは非常に悩ましい問題であるが、御意見、御感想はいかがか。

委員 間接強制では、1日でどれくらいの金額になるのか。また、離婚の問題がある場合、DVや虐待が背景にあるケースがあると思うが、そのような場合にも、子の引渡しの流れとしてはこれで問題ないのか。

事務局 間接強制の金額は、債務者の資産状況によって幅がある。一般のサラリーマンであれば、1日数万円ということになるのではないか。今年の裁判では、1日1万円という事例があった。虐待があるようなケースでは民事執行法による手続では限界があるので、児童相談所等をご利用いただくことになると思う。

(9) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「裁判所における配慮を要する方への対応について」（仮題）として、平成30年5月15日（火）午後1時30分に開催することとされた。

(10) 閉会宣言



配 布 資 料

資料1 パンフレット「お子さんに配慮した話し合いに向けて」

資料2 スライド画面「子どもを考えるプログラム（抜粋）～両親の不和と子どもの気持ち～」

資料3 スライド画面「離婚手続き後の強制執行等に関する制度について」

(配布資料添付省略)